

会議の名称	平成24年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成24年6月25日(月)午後6時30分～8時00分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 木村茂光会長・臼井雅子委員・嶋田節男委員・田村初恵委員・土田士朗委員・羽生田孝雄委員  (市事務局) 當間総務部長・清水総務課長・湯浅情報公開係長・星情報公開係主事</p> <p>●欠席者：水戸部瑞江委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第3号「二次予防事業の対象者把握事業実施及び二次予防事業参加予定者に対する健診業務の外部委託」(高齢介護課) 4. 報告 ア. 平成24年度第1回審議会で作された意見に対する回答 イ. 平成23年度諮問第8号「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用」について収集項目の追加		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
<b>会 議 経 過</b>			
(1) 総務部長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議  ○ 諮問第3号「二次予防事業の対象者把握事業実施及び二次予防事業参加予定者に対する健診業務の外部委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。  ※委員意見及び高齢介護課の回答 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 諮問書P.3に「(1) 受託者が使用するコンピュータは、インターネット回線等の外部回線とは接続せず、単独設置とするよう求める」とあるが、努力義務として求めるだけなのか。  → 努力義務ではなく、単独設置を委託の条件にする。</li> <li>● どのような業者が受託者になると想定しているのか。  → 他市で同様の業務を請け負っている業者が何社かあるので、そういったところを想定している。</li> <li>● 受託者に医学・介護の専門知識がなくても、基本チェックリストの回答の判定は可能なのか。</li> </ul>			

- 「はい、いいえ」のどちらの回答かだけで分類するので、専門知識は不要である。基本チェックリストの項目内容や回答の判定基準は、国の介護予防事業の要綱でこのとおり決められている。
- 「はい、いいえ」以外に本人が何か書き込んだり、「中間」と回答してきた場合はどうするのか。
- 受託者からそのような回答があると連絡があれば、市が本人へ連絡して回答を確認する。
- 返送された基本チェックリストを市から受託者がうけとって分類・判定作業を行う訳だが、受託者はチェックリストをいつまで保管するのか。
- 本人宛の結果通知の送付が終わるまで保管してもらおう。その後、チェックリストを 500 枚程度ずつの綴りにして、電子データで作成してもらおう回答結果の一覧表等と一緒に市に返還してもらおう。その際に、最初に市が渡したチェックリストの枚数と返還された枚数が合致するか確認して、返還漏れがないようにする。
- P.2 に「(3) パスワードを受託者にメール等で連絡し」とあるが、等というのはメール以外に何を想定しているのか。また、メールは送信間違いが怖い。パスワードを送るメールにさらにパスワードをかけるのか。
- USB メモリを受託者に渡すときに一緒にパスワードを書いたものを渡してしまうと、万一、一緒に落としてしまったときに中のデータを見られてしまうので、後からメールか口頭で伝える予定である。そのメールにパスワードをかけることまでは考えていない。USB メモリで大量の個人情報を渡すのは、最初の 1 回だけである。
- きちんと宛先を確認すればメールでパスワードを送ってもよいと思う。エクセルにかけたパスワードもそれなりのプロがやれば解読できるものであり、100%安全ということは難しい。それよりも受託者側でパスワードの管理をしっかりさせることの方が重要だと思う。コンピュータ関係の会社であっても、作業するパソコンのそばにパスワードを書いて貼っておくような例も見られる。受託者のセキュリティの習熟度がわからないので、契約の仕様書のなかに、USB メモリのパスワードを作業担当者以外に知られないように管理の徹底を求める条項を追加した方がよい。
- 契約仕様書に「市から USB メモリを受け取ったあとは、受託者は他の場所に立ち寄ることなく、会社に直行して USB メモリを社内に保管すること」という条項を追加してはどうか。USB メモリを紛失するのは、自宅へ持ち帰ったとか帰りにどこかへ寄って置き忘れたという例が多い。
- 今回の受託者がこれまでに東村山市の業務を受託したことがない業者になったときは、市には業者のセキュリティの習熟度がわからない。そのため、契約期間終了後はデータを削除するよう求めているが、書類で削除を求めるだけでなく、本当に削除しているか作業に立ち会って確認してほしい。できれば、削除作業がきちんとなされているか判断できる専門知識のある職員に立ち会ってもらいたい。
- 短い期間で 20,000 人をこえる回答の判定作業をするので、それなりの大人数が作業に従事すると思う。作業従事者に市内在住の者がいて、近所の高齢者の回答を目にしてしまう可能性もある。秘匿性の高い情報を扱うので、結果通知の取り違えや個人情報の漏えいがないよう、十分注意して受託者を見極めてほしい。
- 受託者が USB メモリから社内のパソコンにデータを移して、そのあとは USB メモリをどうするのか。データを削除させるというだけでよいのか。

- いつも USB メモリのデータ消去が問題になるのだが、受託者に USB メモリからデータを削除させるといっても、実際にはディレクトリを削除するだけであってデータは消えていない。容量の小さい USB メモリを用意してもらって、容量がいっぱいになるだけの大きなデータで上書きするしかない。それがちゃんと実行されるか確認するのが難しい。
- 受託者ではなく市が USB メモリを用意して、市に返還してもらった方がよいのではないか。
- 鍵付きの USB メモリもあるが、受託者にそれを用意してもらうのは難しいかもしれない。
- 外部委託して 5 年もたつと、市職員のその業務に対するノウハウは失われる。その作業のどこに個人情報漏えいの危険性があるか、市職員にはわからなくなってしまう。そうすると受託者の指導ができなくなり、受託者は市を甘く見るようになる。そういうことがないよう、折にふれて受託者に個人情報保護に関する確認をして「市はちゃんと見ているんだぞ」と牽制球を投げ続けることが重要である。
- 基本チェックリストの発送元は市になるのか。受託者の名前も入れた方が、業者が責任を持って業務に取り組むのではないか。
- 受け取った市民の方は業者名があると不安になると思う。疑問点があってもどちらにきけばよいかわからなくなるのではないか。
  - 市の名前のみで発送する予定である。
- 介護予防事業は今後非常に重要でぜひ成功させてもらいたいと思っている。基本チェックリストを返送してこない人には返送勸奨ハガキを送るとあるが、それでも返ってこない人にはどうするのか。返ってこない人こそ介護予防が必要な人の可能性が高いと思う。
  - その人達は、市の地域包括支援センターでフォローをする予定である。
- 「この人はチェックリストの返送がない」という情報を、市から地域包括支援センターに渡すのか。
  - そのとおり。
- 地域包括支援センターには医療等の専門家は配置されているのか。
  - 看護師か保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種は必ずいる。
- 飯能市の介護予防事業を視察したときに保健師さんから聞いたのが、問題は返送してこない人にあると考えてその人達を訪問しているということだった。
  - これまで検診時に基本チェックリストを書いてもらっていたが、検診に行かない人達こそ問題がある可能性があると考えて、郵送方式でハードルを下げることにした。さらに返送の無い人は市と地域包括支援センターでフォローしていきたいと考えている。
- P. 23 に「『地域包括支援センターに回答内容を伝えることになる。このことに同意するものはサインをすること』といった文言を記載し、包括への情報提供の同意を得ること」とあるが、チェックリストを返送してこない人には、「地域包括支援センターへこの人は返送無しという情報を送ること」について同意をどうやってもらうのか。
  - 返送してこない人からは同意はとれない。
- 同意がなくても、本人の知らない間に「この人は返送がない」という個人情報を地域包括支援センターへ送るのか。
  - 地域包括支援センターは、前身が在宅介護支援センターで現在市内に 5 カ所あり、運営は社会福祉協議会を始めとした社会福祉法人に委託している。

在宅介護支援センターができるときに個人情報保護運営審議会にかけて、高齢者に関する情報については市から地域包括支援センターに渡してよいという答申を得たと聞いている。

平成9年9月1日の諮問第4号「東村山市在宅介護支援センター事業の委託について」で、市内の社会福祉法人へ次の事業を委託することについて可の答申を得ている。

- (1) 地域の要介護高齢者の心身状況、家族状況等の実態把握、介護ニーズの評価、台帳整備
- (2) 保健福祉サービスの情報提供、介護相談、介護方法等についての指導・助言
- (3) サービス利用の手続き代行、福祉用具や住宅改造についての相談・助言

東村山市では平成17年の介護保険法改正後、高齢者が要介護状態等になることを予防するための地域支援事業のひとつとして、介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号に掲げる包括的支援事業を市内の地域包括支援センター（旧称：在宅介護支援センター）に委託している。地域包括支援センターの職員には同法第115条の39第5項で守秘義務が定められている。

#### 【介護保険法】

（地域支援事業）

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 省略

二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

（地域包括支援センター）

第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

1から4 省略

5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 高齢者に関する情報なら、すべての情報を包括的に地域包括支援センターに渡してよいということになっているのか。

(事務局) 総務課から補足する。どんな情報でもすべて出してよいという訳ではないが、地域包括支援センターは、高齢者とその家族から介護をはじめとする幅広い相談を受け、介護予防の促進や要介護になった方が総合的なサービスを受けられるよう支援するといった目的のために作られた施設である。施設の設置目的を果たすために必要な個人情報であれば、市から地域包括支援センターの受託者に情報提供（共有）したいという内容で諮問し、可の答申を得ている。地域包括支援センターで行うこの事業のためにこの個人情報、あの事業のためにあの個人情報なら提供可というふうに個々の事業ごとに細かく提供する個人情報を定めてはいない。

- そうすると、今回の返送がない方の情報提供は、介護予防事業の一環なので地域包括支援センターの設置目的と一致しているから諮問にかけなくてもよいと判断したけれど、意見書については本人の同意が必要とした。同じ介護予防事業なのにその違いはなぜか。

(事務局) 総務課ではこのような場合に相談をうけたときは、「本人に同意をとる機会があるのならまず、同意をとってください」と回答している。今回のように返送がなく同意をとる機会がないという場合で、それでも事業を進めるには情報を共有した方がよいという場合は、同意なしでも情報提供してよいと判断することもある。

- その判断は誰がするのか。

(事務局) 最終的な決定は所管課で行うが、個人情報保護条例上問題がないかという解釈については総務課に協議がくる。

- それは書類として残すことになっているのか。個人情報の問題であるから、あまり包括的にこの事業に必要ななら全部出してよいということではなく、「この事業のこういう目的のためにこの個人情報をこう使う」ということはきちんと書類で決裁を受けて残しておくべきだと思う。そうしないと善意でやっているのはいいのだけれど、個人情報がいたずらにひろがってしまって。

- この事業はすごく難しいところがある。「個人情報の保護が理由でサービスが低下してはいけない」というのは私の持論だが、個人情報を守ることと、その人のQOLを守るというどちらも重要なことを比較して、どこかでこういう状態であってもこちらをとるという判断があるのだろう。今、委員がおっしゃっているのは、その判断を曖昧にしたままではいけないということだと思う。

- 地域包括支援センターに返送してこない人の情報を伝えた後に、地域包括支援センターはそのことについて何かアプローチするのか。単に情報をもらっておくというだけなのか。

→ 地域包括支援センターには、訪問や電話などで本人にアプローチしてもらう予定である。

- アプローチした結果は市にもらえるのか。

- 地域包括支援センターから市に結果をもらう。
- このような取扱いに注意を要する個人情報共有することに関して、基準を作る必要があるのではないか。できれば法令か法令に準じたかたちにした方が、法令に従った提供だから問題ないと市民へ説明することもできる。
- 市での意見書の保存期間は何年か。また、意見書は今後、体の状態が悪くなって介護認定を受けるときの材料になるのか。
- 市の保存年限は5年である。要介護認定とは聞きとり項目が違うので材料にはしない。
- 「この事業を行うことによって要介護状態に至る期間が延びて、これだけの介護費用が不要になった」というような事業効果を測ることができると将来的によいと思う。飯能市ではこれを測って「皆様のおかげで費用がこれだけ抑えられています」と市民に公表している。それで、介護予防に関わっている地域の共助グループは自分たちが役に立っていると意識出来てすごく活性化している。

#### (4) 報告（事務局からの報告）

ア. 平成24年度第1回審議会が出された意見に対する回答

- ・ 前回の第1回審議会が出された委員意見に対し、所管課からの回答を報告する。

### ○諮問第1号「レセプトコンピュータ導入に伴う操作指導及び保守業務委託」(健康課)

#### 委員意見

- (1) 医療事務士の雇用形態がどうなっているか、また、医療事務士の雇用契約のなかに個人情報保護の規定（秘密保持の規定）が入っているかを、改めて医師会に確認してほしい。
- (2) 医療事務士が個人情報を取扱う際の業務手順を書面にまとめ、それに従って受託業務を行ってもらうこと。特に以下の点を明記すること。
  - ① コンピュータを使用する際の1日の業務手順
  - ② 診察終了後にデータをコピーしたUSBメモリを金庫にしまう担当者、金庫の鍵の保管者、USBメモリが金庫に保管されていることの確認方法
- (3) 診療日中に作業が終わらず、医療事務士が診療日以外に作業を行う場合は、いつ誰が作業をしたか市が記録をとっておくこと。
- (4) インターネットへ接続して行う作業内容などの詳細について、契約の仕様書に記載すること。特に、リモートメンテナンスをした日時や受託者側の担当者について記録を残すことを盛り込むこと。
- (5) インターネットへ接続したままにならないように、ケーブルは健康課において必要な時だけ市職員が診療所にもっていき、作業終了後は健康課へ持ち帰るなどの事務手順をのせた市職員向けマニュアルを作成すること。
- (6) 受託者が、本業務を担当する従業員に「個人情報を漏えいしない旨の誓約書」を提出させることが可能であれば、その方が望ましい。

#### 健康課からの回答

- (1) について、雇用契約の中に秘密保持の契約が入っているのを確認済みである。それとは別に、医師会と市で協議を行い、医療事務士から市に対して業

務で知り得た個人情報に漏えいしない旨の誓約書を出してもらうことにした。

(2) について、業務手順書についてはご指摘通りに作成することにした。USBメモリにバックアップデータを取ることは、諮問時に予定していた方法とは異なり、医療事務士が行うのではなく、日曜日の業務終了後、月曜日に健康課職員が健康課事務室のキャビネットに保管してあるUSBメモリを利用しバックアップを取り、また健康課で保管するという形に変更した。そのため、USBメモリによるバックアップ作業は市職員以外が行うことはない。

(3) について、もし診療日以外に作業を行う場合には事前に健康課に寄ってもらい、今日の作業の内容や、何時ぐらいまで作業するのかを台帳に書いてもらい、記録を残しておく。

(4) について、システム保守管理の受託者が、インターネットを利用して受託者の会社からリモートメンテナンスを年に何回か行う予定だが、メンテナンスを行った日時、担当者の氏名、処置の内容について、業務報告書その度に作成してもらい、市の方に提出してもらう。

(5) について、業務手順書とLANケーブルとUSBメモリをひとまとめにして健康課事務室内のキャビネットの一カ所に普段は入れておき、インターネットへの接続が必要な際は健康課の職員が出し入れする形をとることにした。

(6) について、コンピュータの保守管理作業に従事する受託者の従業員についても、個人情報の漏えいしないという誓約書を市に出してもらうことになった。

※報告を受けての委員意見及び総務課の回答

● (4) のリモートメンテナンスのときに、何時何分から何時何分まで接続したとか、アクセスを記録する仕組みというのは入っているか。自己申告は作業に従事する者の意識の啓発という点では重要だが、システムにそういう仕組みがあれば、それもプリントアウトして、証拠として提出してもらうのもいいと思う。

→ システム上にリモートメンテナンスを行った記録が残るのかどうかについては確認していないので後日健康課に確認する。

## ○諮問第2号「外国人住民の住民票情報の法務省への外部提供(媒体(USB)による連携)」(市民課)

委員意見

(1) 情報連携端末が法務省から貸与されたものであっても仕組みを知った上で使い、責任の所在をはっきりさせておくことが重要なため、以下の点を法務省に確認してほしい。③については市民課と情報政策課で受け入れ時の設定確認検査ができないか検討してほしい。

①「情報連携端末には個人情報は残らない設定としている」とのことだが、逆に残す設定にも変えられるのか、それとも端末の仕組み上個人情報は残らないのか。

②仮に個人情報を残すか否かを設定で変えられる場合は、設定ミスがあった場合及び法務省から情報連携端末までの間で個人情報が漏えいした場合の責任の所在はどこになるのか。

③情報連携端末を貸与されたときに、正しく設定されているかどうか確認する方法

④情報連携端末を法務省に返却した後の法務省での処分方法

(2) USBメモリを使用する毎に初期化するというが、専用のソフトを使うのか。

データを本当に消すには、0や1の羅列のダミーデータを何回か上書きしないといけない。大容量のメモリでなく、送信しなければならないファイルより少し大きい容量のメモリを使用し、初期化用ダミーデータを準備しておいて、使用後は毎回そのダミーデータで上書きするというのはどうか。この方法も何通りかあるので情報政策課に相談してほしい。基幹システムの変更に伴い、納税データのバックアップをどのようにとっているのか情報システム課に確認してほしい。

市民課からの回答

(1) について、法務省に確認したところ、情報連携端末については、設定ではなく、元々個人情報を残さない作りであるため、設定の確認等については不要とのことだった。

(2) について、情報政策課は、業務上記録媒体を使うため、既にデータ消去用の専用ソフトを持っている。市民課にも消去を行う専用ソフトを新たに購入した上で入れてもらうことになった。

(事務局) USBメモリは現在色々な課で使っているが、そのデータの消去については現在特に定まっておらず、各課がそれぞれ対処している。最近の諮問ではこの点について委員からご指摘を受けることが多いため、情報政策課にUSBメモリ内のデータの消去ルールの作成や、そのために必要な環境整備について協議を依頼し、検討していく予定である。

イ. 平成23年度諮問第8号「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用」について収集項目の追加

諮問時点では「70歳以上のひとり暮らし高齢者」、「75歳以上の高齢者世帯」、「乳児」の情報は、紙情報として所管課で管理していたが、これを電子データ化し要援護者台帳管理システムへ取り込むことが可能となったため、システムへの収集項目を追加したい。

上記情報については、元々はそれぞれの所管課が、高齢者の見守り、乳児健診等の目的で個人情報を収集しており、その情報を使った要援護者台帳の作成は目的外利用になるため報告した。

○その他質疑

- 医師会への委託が多いが、医師会に対してどのような業務を委託しているかはどこの課で把握しているか。
  - 契約課で全部の契約の件名、件数、相手先を把握しているので、そこから何本相手方に委託しているかはわかる。
- それは、医師会がどのくらいの個人情報を取扱っているかを契約課で把握できているということか。
  - 契約課ではそこまではわからないが、契約している課と件名を総務課が教えてもらい、総務課が事業名を見てどのような個人情報を相手方に渡しているかわかる。健診や予防接種の関係は乳児から高齢者の方までほとんどは医師会が行っている。

以上



※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。